



沢辺税理士事務所通信

令和 1 年 12 月 1 日号

NO.070

増資って何？メリット・デメリットと税務上の注意点

最初に会社を設立するときには、その会社の事業の元手として出したお金を資本金として会社に入れます。お金を出した人は株主となり、法律上その会社の所有者となります。**増資とは、会社設立後に追加で資本金を増やすことを言います。**

大きく見ると、会社の資金調達の種類は**2種類しかなく、返さなくていいお金**(資本金など = 自己資本)と、**返さないといけないお金**(借入金など = 他人資本)に分けられます。資本金が増えるということは、会社にとっては返さなくていいお金が増えることになり、それだけ財務基盤が強化されることとなります。増資の方法には、追加で資金を入れる方法(有償増資)以外に、お金を入れなくて会計処理上だけで資本金を増やす方法(無償増資)、また無償増資の方法の一つとして、借入金を資本金に組み入れる方法(DESという)などもあります。

増資の時に注意しないといけないのは、**知らず知らずのうちに株主間で贈与関係が発生し、贈与税を払わないといけないことがある**ということです。例えば100株 = 100万円を株主Aさんが出資して会社を新しく作って、その会社が儲かって1,000万円の利益を出したとします。その後Bさんが、俺にも出資させてくれと、Aさんと同条件で100株 = 100万円を追加出資したとします。

これでBさんには53万円の贈与税がかかってしまいます(AさんとBさんが親子でないと仮定)。なぜだか分かりますか…？

Bさんが出資する直前、Aさんの所有する100株は、出資金100万円 + 利益1,000万円 = 1,100万円の価値(時価)があります。ここでBさんが出資すると、会社の価値総額は1,100万円 + Bさん出資金100万円 = 1,200万円。この時点で株主はAさん100株、Bさん100株なので、合計200株。AさんとBさんの株式価値はそれぞれ $1,200万円 \times 100 / 200株 = 600万円$ になります。

Aさんの株式の価値は1,100万円から600万円に減ってしまいました。一方Bさんは100万円出資しただけなのに600万円の価値を手に入れました。これは実質AさんからBさんに500万円の価値が移転したということになり、「**実質的に贈与があった**」とみなされるからです。そうならないためには、Bさんは100株を1,100万円で取得しなければいけません。

資本金が増えると、法人の納税額にも影響が出ます。ひとつは**法人市民税の均等割**です。資本金が1,000万円以下ですと年額5 ~ 12万円、それ以上1億円以下で13 ~ 15万円、1億円超10億円以下で16 ~ 40万円、といった具合です(広島市の場合。厳密には資本金「等」で判定)。

また**資本金が1億円を超えると、法人税法上(中小企業ではなく)大法人とみなされます**。こうなると、軽減税率の不適用、交際費の一部損金不算入、留保金課税、30万円未満の資産の全額損金算入特例の不適用、繰越欠損金の一部使用不可、法人事業税の外形標準課税適用(赤字でも事業税が発生する)など、**さまざまな特例措置が使えなくなります**。4年前にシャープが経営再建のため1億円にまで減資して中小企業の特例措置の適用を受けようとした(批判が相次いだため取りやめた)くらいですから、この影響はかなり大きいのです！

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>